

○ 茨城県警察管区機動隊の編成等に関する訓令

平成5年3月11日
本部訓令第4号

〔沿革〕平成6年4月本部訓令第15号、18年7月第26号改正

茨城県警察管区機動隊の編成等に関する訓令を次のように定める。

茨城県警察管区機動隊の編成等に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、管区機動隊の編成等に関する規則(昭和45年国家公安委員会規則第3号)に基づき、茨城県警察管区機動隊(以下「管区機動隊」という。)の編成及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(編成)

第2条 管区機動隊は、茨城県警察本部長(以下「本部長」という。)の指名する者をもって別表第1のとおり編成する。

(隊員の指名等)

第3条 管区機動隊の隊員(以下「隊員」という。)は、次に定める基準により本部長が指名するものとする。

- (1) 幹部隊員は、身体強健で人格、識見が優れ、かつ、部隊指揮能力の優れている者
- (2) 幹部以外の隊員は、30歳未満で1年以上の実務経験を有し、かつ、身体強健で勤務成績が良好な者

2 隊員の指名期間は、原則として2年とする。

3 警備部警備課長(以下「警備課長」という。)は、隊員の指名を管区機動隊員指名候補者名簿(様式第1号)を付して本部長に上申するものとする。

4 警備課長は、隊員の昇任、疾病その他の理由により隊員の指名を解除する必要があるときは、管区機動隊員指名解除上申者名簿(様式第2号)を付して、速やかに本部長に上申しなければならない。

(任務)

第4条 管区機動隊の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 治安警備活動及び災害警備活動並びに本部長が必要と認めて命ずるその他の警察活動を行うこと。
- (2) 他の都道府県公安委員会の援助の要求により派遣され、当該都道府県公安委員会の管理の下に、当該都道府県警察の管轄区域において警察活動を行うこと。

(教養訓練)

第5条 管区機動隊の教養訓練は、週1回以上行うものとする。

(隊員章等)

第6条 隊員は、制服を着用するときは、隊員章及び部隊章を付けなければならない。

2 隊員章及び部隊章は、別表第2のとおりとする。

(庶務)

第7条 管区機動隊の事務は、警備部警備課(以下「警備課」という。)において行うものとする。

2 管区機動隊の運営状況を明らかにするため、次に掲げる簿冊を警備課に備え付けるものとする。

- (1) 機動隊員名簿(様式第3号)
- (2) 出動記録簿(様式第4号)
- (3) 教養訓練実施簿(様式第5号)

(細目)

第8条 この訓令の実施に関し必要な事項は、警備部長が定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年4月1日本部訓令第15号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年7月27日本部訓令第26号)

この訓令は、公布の日から施行する。